

たつの市人権施策推進指針



平成 19 年 4 月

た つ の 市

はじめに



すべての市民の人権が尊重される

こころ豊かな「たつの市」を目指して

市民社会が平等で、成熟した人権文化の実現は、21世紀における私たちが取り組むべき重要な課題の一つであります。

しかしながら、現代社会のなかでは同和問題、障害者、女性、高齢者、子ども、外国人等、さまざまな人権課題が存在し、ますます複雑化・多様化しています。

暮らしのすみずみにまで、人権尊重の精神がゆきわたるようにすることは、日本国憲法の精神を実現するものにほかなりません。

基本的人権は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する課題であり、日本国憲法によって保障されております。

人権は考えが異なるものどうしても、互いの権利を認めあい、尊重しあい、人間としての尊厳を認めあい、他者との共生ができる社会づくりをする基本的なルールです。

このたび、合併後の「たつの市」におきましては、すべての市民の人権が尊重される社会づくり、こころ豊かな人権文化のまちづくりを目指して、総合的な人権行政推進の指針となる「たつの市人権施策推進指針」を策定いたしました。

今後は、行政はもちろんのこと、学校、地域社会、企業等あらゆる分野においてこの指針を活用していただき、人権尊重社会の実現に努めていただきますよう、お願い申し上げます。

最後に、この指針の策定にあたり、たつの市人権施策推進指針懇話会委員の皆様には、時宜にかなった貴重なご意見、ご提言をいただきましたことを心からお礼申し上げます。

平成19年4月

たつの市長 西田 正則

目 次

第1章 たつの市人権施策推進指針策定の基本的な考え方	1
1 人権尊重の理念	1
2 指針策定の背景	1
3 指針の性格	2
第2章 あらゆる場における人権教育・啓発の推進	3
1 家庭	3
2 学校等	4
3 地域	4
4 職場	5
第3章 各人権課題に対する取り組み	6
1 同和問題	6
2 障害者	8
3 女性	10
4 高齢者	12
5 子ども	14
6 外国人	16
7 その他の人権課題	17
第4章 人権施策の推進に当たって	18
1 市の基本姿勢	18
（1）人権の尊重の視点に立った施策の推進	18
（2）市民が主体となる施策の指針	19
2 推進体制	19
（参考）たつの市人権施策推進懇話会設置要綱	21
たつの市人権施策推進懇話会委員名簿	23

第1章 たつの市人権施策推進指針策定の基本的な考え方

1 人権尊重の理念

人権とは、すべての人間が、人間の尊厳に基づいて持っている固有の権利であり、社会を構成する人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために、欠かすことのできない権利であって、平等にすべての人が有するものです。

「日本国憲法」では、第3章「国民の権利及び義務」において、基本的人権の尊重が謳われています。第11条では「基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。」、第13条では「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」、さらに第14条では「人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されない。」と規定されています。これらは、国連によって採択された人権諸条約によって、確認・強化されています。

これらの人権については、国や地方公共団体等との関係においてはもちろん、人間相互の間においても尊重されるべきものです。

すなわち、たつの市が市民一人ひとりの人権の実現のための責務を全うすると共に、人権について正しい理解を持ち、市民が自らの権利の行使に伴う責任を自覚することにより、他人の人権との共存を図っていくことが重要です。さらに、そのことが日常生活の中で自然に態度や行動にあらわれるようになることが大切です。

2 指針策定の背景

国連では、世界平和のために世界の国々にあるいろいろな差別をなくし、すべての人々の人権が守られることを目的として、1948年（昭和23年）に「世界人権宣言」が採択されています。

その後、国際人権規約など多くの人権関係の条約が採択され、特に人権が尊重される社会を実現するためには、教育が重要であるとの考えから、1995年（平成7年）から2004年（平成16年）までの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることが決議されました。

さらに、引き続き2005年～2007年までを、人権教育のための世界プログラム

「第1段階・初等・中等教育対象」と、定めて取り組んでいます。

こうした国際社会の動きに呼応し、我が国でも1997年（平成9年）に「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」を策定しました。

また、2000年（平成12年）には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、国や地方公共団体及び、国民の責務が明確にされました。これに基づき、2002年（平成14年）には、「人権教育・啓発に関する基本計画」が制定され、兵庫県においても「兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針」が策定されました。

そこで、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に基づき、本市においても「たつの市人権施策推進指針」を策定し、この計画に沿って、取り組みを進めています。

不当な差別の発生等の人権侵害の現状は、これまでの人権尊重の社会づくりを目指してきた永年の取り組みによって、差別の不当性や人権の大切さについて、国民の理解は進み一定の成果が得られています。

しかし、一方で差別意識の潜在化傾向が見られる同和問題をはじめ、障害者、女性、高齢者、子ども、外国人等に対する差別や偏見は、今なお存在しています。

また、社会の急激な変化にともなって、インターネットを悪用した人権侵害等、新たな人権課題が深刻化しています。

本市においては、たつの市議会で、人権尊重都市宣言2006年（平成18年12月26日議決）が決議される等、すべての市民の基本的な人権が尊重されるまちづくりを目指し、家庭・学校・地域・職場で人権啓発活動に取り組んでおります。

3 指針の性格

すべての市民が、「人権尊重の理念」について正しく理解を深め、人権尊重を基本とする社会づくりを進め、さらに次代へと継承していくことは、市及び市民が果たすべき極めて重要な責務です。

この指針は、「差別のない明るい、住みよいたつの市」の実現を図るために、あらゆる人権に関する諸課題の解決や基本的な人権の確立を目指すものであります。

また、人権が尊重され、「共に生きる社会づくり」に向けて、本市が進める人権尊重のための総合的な施策の推進について、基本的な方向を示す指針としての性格を持つものです。

施策の推進に当たっては、この指針に沿って市民、団体等の参画と協働のもとに進めることが大切であります。

第2章 あらゆる場における人権教育・啓発の推進

人権は、概念としてだけでなく、具体性をもって捉えていくことが重要で、日常の身の回りの出来事に対して、人権の視点からみつめ、意識していくことが大切であり、日常の行動に結びついていくことによって、人権の尊重が文化として根付いていくものです。

このため、人権尊重のための教育及び啓発は、学習教材や啓発資料による理解を深めることはもとより、日常生活や社会活動を通して具体的に行われることが大切であり、また、子どもはもちろん大人になってからも生涯にわたって継続されることが大切です。

本市においては、お互いの人権が尊重される社会を目指し、学校教育と社会教育の両面で差別の解消と人権を守る学習を推進し、あらゆる差別を解消する意欲と実践力を持った人間の育成を図るとともに、人権擁護活動の強化や社会福祉の増進等に努め、家庭・学校・地域・職場（企業等の事業所）のあらゆる場において、市民一人ひとりのライフステージに合わせた教育及び啓発を進めます。

また、これらが相互に連携しそれぞれの役割を担いつつ、暮らしの中で人権を尊重した生き方の基礎を培う営みと豊かな人間関係づくりを進めるため、積極的な支援を行います。

1 家庭

「家庭はあらゆる教育の出発点」と言われているように、生涯にわたって豊かな人権感覚を養う上で家庭の果たす役割は極めて重要です。

特に、幼少期は人間形成の基礎を培う時期であるため、家庭で遊びやしつけ等日常生活を通じて、豊かな情操や思いやりの心、自立心等を育くみ、基本的な社会ルール等を教えていくことが大切です。

本市では、児童館や保育所、子育て学習センター等における子育てに関する相談をはじめ、自ららが人権意識を高めるための学習支援を行うとともに、親子の体験学習の促進等、親子が共に学んでいけるような施策を学校や地域と連携を図りつつ進めます。

また、家庭では、家族がそれぞれの責任を担って共に協力し合うことが大切であり、これまでややもすると家庭への関わりが希薄だった男性の積極的な参画を促し、人権問題について家族の間で話し合いが行われ、日常生活の場で「人権文化」が定着し、実践されるよう推進します。

2 学校等

人格形成に大きな影響のある学齢期において、人権尊重のための教育の中心的役割を担うのが学校教育です。

学校教育においては、学校の主体性や教育の中立性を堅持しながら、特に児童生徒等の発達段階に十分配慮し、それぞれの実態に即して、創意に富んだ教育を行うことが大切です。

本市では、「生きる力」を育むという観点から、人権教育を幼児、児童、生徒の発達段階に応じてあらゆる教育活動に位置づけるとともに、自然や地域での体験学習、障害者や高齢者等との交流を積極的に推進し、家庭や地域等と連携した教育を進めます。さらに、教職員の人権尊重の意識向上を図り、学習環境の整備を進めます。

また、保育所において「保育指針」に基づき、人に対する愛情と信頼感、互いに尊重する心等を育てるとともに、子どもの人権に十分配慮した保育を行います。さらに、「児童の権利に関する条約」を遵守します。

3 地域

地域は、市民が日常の学習活動や社会活動等を通じて、様々な人権問題等について理解を深め、実践する場であり、特に子どもたちにとっては、思いやりの心や自立心を育み、社会性等を体験的に学ぶ場として重要な役割を担っています。

本市では、人権教育を生涯学習の中に位置付け、自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会やボランティア団体等、多様な学習活動が展開されるとともに、これらの団体や組織による社会奉仕活動、福祉体験活動、交流活動、文化活動、スポーツ活動等、市民の学習活動を支援します。

また、人権感覚は、主として地域における日常生活の中で個人が自然に会得するものであり、人権教育及び啓発リーダーの育成や地域実践活動の場・機会の提供、交流の促進等により、地域の教育力を高め、市民の主体的な人権教育及び啓発活動が活発に展開されるよう支援します。

4 職場(企業等の事業所)

職場には、出身地等による不公正な採用や男女間の賃金格差、配置・昇進の格差、さらには職場での悪質ないじめ、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等、性や出身地、国籍、年齢、障害の有無等による人権問題が起こることが懸念されます。

そのため、まずは職場における人権研修を通じて、働く人びとの権利が十分守られるような環境を企業が整えるとともに、企業以外のステークホルダー（消費者、地域住民など、企業が直接・間接の関係を持つ人たちのこと）にも配慮し、イベントへの協賛等をはじめ、地域における社会貢献活動としての積極的な人権啓発活動への参加、障害者や学生等の就業体験の受け入れ等が期待されます。

本市では、職場内研修や地域における実践活動等の自主的な取り組みを促進するため、啓発資料の配布をはじめ、人事労務担当者等に対する研修を積極的に実施するとともに、職場内研修に際して、人材や施設、情報、教材の提供等を支援します。

用語の説明

ライフステージ

人の一生を幼少年期、青年期、壮年期、老年期等と分けたそれぞれの段階をいう。

セクシュアル・ハラスメント

性的いやがらせ、性的脅迫のこと、相手が望んでいない性的行為・行動・言動によって、相手の身体や精神を不当に侵害すること。

パワー・ハラスメント

職場での上司によるいやがらせを意味し、上司が部下に言葉や態度による暴力をふるったり、できもしない執拗な要求で精神的に苦痛を与えること。

第3章 各人権課題に対する取り組み

1 同和問題

現 状

同和問題は、基本的人権や人間としての尊厳に関わる重大な社会問題です。

1965年（昭和40年）の同和対策審議会の答申では、同和問題は「人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる課題」と位置付け、「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」と述べています。

こうした同和問題の解決に向けて、三度にわたり制定された特別法に基づき、積極的に特別対策に取り組みました。その結果、差別意識の解消に向けた教育及び啓発も着実に推進し、物的な生活環境をはじめ様々な面で存在していた較差が大きく改善されました。同和問題の解消を図るために、教育及び啓発の果たす役割は極めて大きく、これまで様々な手法で教育施策が進められてきました。しかしながら、市民の差別意識は解消に向けて進んでいるものの、依然として心理的な差別として存在しています。

一方、地場産業の経営は日増しに厳しさを増し、地域内外の経済較差が再び拡大しつつあります。

課 題

本市においても、同和問題の解決に向けた取り組みを市政の重要課題として位置付け、同和地区における生活環境等の基盤整備を進めるとともに、「人権文化をすすめる市民運動」を実施する等、人権意識の高揚を図るための教育及び啓発に努めています。その結果、市民の理解と認識は着実に定着しつつありますが、今なお結婚や就職問題で差別事象が残っており、これらを解消するとともに、人権を擁護することが必要であります。また、教育、就労、産業面でなお存在している較差が課題であります。

人権擁護及び人権救済における相談・支援体制の充実や、人権救済のネットワークづくりが必要です。

今後の取り組み

- 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」2000年(平成12年)に基づき、人権・同和教育の推進に努め、すべての市民の基本的人権を尊重していくため

の教育及び啓発を発展的に再構築し、その重要な柱に同和教育や啓発を位置づけ、人権関係団体等との連携を強化して、学習教材や研修手法・啓発手法等に工夫を凝らしつつ、学校・地域・職場等様々な機会を捉えた人権教育及び啓発に取り組めます。

- 同和問題解決に向け、積極的に国策樹立を要望していきます。
- 地域や職場における人権・同和学习推進のため、指導員・推進委員等指導者の養成と資質の向上に努めます。
- 隣保館、集会所また、それに準ずる公的施設は、福祉の向上や人権啓発のための住民交流の場となるコミュニティセンターとして、地域住民の自立支援に寄与するとともに、交流学习や各種相談事業、文化活動等同和問題の解消の拠点として、活動の充実に努めます。
- 教育・就労・産業面で、なお存在している較差解消に努めます。
- 地対財特法の失効により特別対策としての緊急かつ重点的対応から、総合的視点に立った一般対策としての取り組みへと新たな転換を図り、人権尊重のまちづくりを進めます。
- 市民一人ひとりが自らの問題として同和問題についての正しい理解と認識を持つとともに、人権尊重の理念についての理解を深めるよう、学校教育及び社会教育の場において、人権尊重の教育を一層進め、人権意識の高揚を図ります。
- 同和地区内外の住民が協力して自らのまちづくりを進めていくための協働関係を構築し、周辺地域と一体となった差別のないコミュニティの形成を図ります。
- 各企業との意見交流を深め、地場産業の振興に努めます。

2 障害者

現 状

障害者が地域社会で生活する上で様々な障壁があります。それは、道路の段差や階段・エレベーターの不備等の「物理的な障壁」、資格制限等による「制度的な障壁」、差別や偏見といった「心理的な障壁」、更には障害者を家などの中に隔離して文化や情報を制限するといった「文化・情報面の障壁」が挙げられます。

本市においては、人権尊重に根ざした障害者の主体性・自立性を確立する障害者の生き方を支援し、すべての市民との協働によるノーマライゼーション（健常者と障害者とが分け隔てなく生活できる社会）の実現を目指しています。

地域で支える体制づくりとして、手話グループや点訳グループ等 118 団体のボランティアグループによるふれあい活動及び龍野つくし園・はばたき園・すぎな園等の施設へ活発な支援が行われています。

また、「たつの市身体障害者福祉協会連合会」「たつの市手をつなぐ育成会」等の団体による自主活動が行われています。

課 題

すべてのライフステージでの施策の充実を図り、障害のある人の自立と社会参加の促進を生涯にわたって図ることが必要です。

心身に何らかの障害を持ち、社会的ハンディキャップを負っている人々にも、障害のない人と同様に生活し、活動する社会を目指すいわゆるノーマライゼーションの理念を踏まえつつ、あらゆる場においても、一人の人間として人権が尊重されるよう環境の整備を図ることが必要です。

今後の取り組み

- 障害者やその家族が抱える教育、就職、医療等多様なニーズや問題に適切に対応できる相談指導体制を充実します。
- 障害者が障害を持たない人と、共に楽しめる文化やスポーツの交流の機会を充実し、共に生きる社会の構築に努めます。
- 障害者をはじめ、すべての人が住みやすいバリアフリー（障壁除去）のまちづくりの推進と共に、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。
- 障害者やその家族の生活を支援するため、就労や職業訓練の場等の充実に努めます。

- 障害者に対する正しい理解と認識を深め、共に生きる豊かな心を育むために、市民に対してあらゆる機会を通じて啓発活動を行います。
- 障害者の自己決定の尊重、自立支援、QOL（生活の質、快適な生活の必要条件）の向上、人権擁護といった視点を踏まえ利用者の立場に立った障害福祉サービスの提供を行います。
- 障害者一人ひとりの個性を重視した個別性の高い、そして人権を常に意識した活動を進めます。
- 発達障害者への支援にも取り組みます。

用語の説明

ノーマライゼーション

障害者や高齢者等、何らかの社会生活上のハンディを負った人を特別視するのではなく、その人達がひとり人間として普通の生活が送れるよう条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそがノーマル（あたりまえ）な社会だという考え方です。

ユニバーサルデザイン

文化、言語の違い、老若男女といった差別、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）をいう。

バリアフリー

日常生活を送るうえで妨げとなるような物理的、社会的、心理的な様々な障壁を取り去った、すべての人にやさしい社会のあり方です。

QOL

クオリティ・オブ・ライフ（Quality of Life,生活の質）の略語で、日常生活をどれだけ苦痛の少ないものにするかという意味。

3 女性

現状

憲法には、両性の平等が謳われており、その実現に向けて、「男女共同参画社会基本法」をはじめ、「男女雇用機会均等法」等の法律により、女性を取り巻く環境の整備が進んでいます。しかし、職場や地域における女性の政策・方針決定への参画や能力発揮のための環境整備は推進途上にあるほか、家事・育児・介護における負担が重いなど、様々な面で男女共同参画が不十分な状況にあります。

また、夫・恋人等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）や性的いやがらせ（セクシュアル・ハラスメント）等の女性に対する人権侵害も問題となっています。

これらの背景には、「男は仕事、女は家庭」といった性別役割分担意識や固定的・画一的に「男らしさ」、「女らしさ」を捉えるといった、いわゆる「社会的性別（ジェンダー）」による偏見が根強く残っていることが挙げられます。

本市においては、家庭生活や社会活動に男女が共に参加し、責任を分かち合い、対等に支え合う男女共同参画社会の実現を目指し、市民一人ひとりが、平等な立場で社会のあらゆる分野に参画できる地域づくりを推進するための「たつの市男女共同参画プラン」を策定します。

課題

女性に対する差別や偏見等その根底にある、間違った考え方や意識を変えていく必要があります。

職場や地域で、女性の能力が十分発揮できるよう、様々な体制を充実させる必要があります。

女性が自らの意志で社会のあらゆる分野で活動できるよう、自立した個人としての男女共同参画社会の確立が必要です。

今後の取り組み

- 人権週間等あらゆる機会を通じて、啓発活動に努め、市民意識の向上を図ります。
- 夫・恋人等からの暴力や性的いやがらせ等、女性に対するあらゆる暴力の根絶に努めます。
- 家庭、地域活動においては、男女共同参画のための条件整備をはじめ働く場における男女平等の実現に努めます。

用語の説明

ドメスティック・バイオレンス(DV)

夫から妻への、もしくはパートナーや恋人等の親しい関係の男性から女性に向けられる暴力のこと、身体的暴力だけでなく、妻の存在を理由なく無視する等、心理的に苦痛を与えること等も含まれている。

社会的性別(ジェンダー)

生まれてから周囲の社会の中で関わり合いながら育つ、「男性は、女性は、こうあるべきだ」として身に付いた性差観念を言う。

4 高齢者

現 状

わが国では、二十一世紀半ばには3人に1人が65歳以上という超高齢社会が到来すると言われていています。

平均寿命の伸びや少子化等を背景に高齢化が進む中、高齢者の社会的行動を抑制している状況も見受けられます。また、働ける能力を發揮する機会が少ない等高齢者の再就職に際し、人格やプライバシーを軽視した扱いなど、「高齢者の人権」ということが問題視されています。

本市においては、高齢化率 20.4%、「2005年(平成17年度末現在)」で、兵庫県の平均を上回っています。

そこで高齢者の自立支援と尊厳の保持を基本とし、住み慣れた地域でみんなとふれあいを持ちながら、生きいきと暮らすことができるように「たつの市老人保健福祉計画及び介護保険事業計画」を策定し、介護予防、健康の増進、生きがい活動を通し、健やかな地域福祉社会の実現に向け、204 老人クラブ、15,641人の会員「2005年(平成17年4月現在)」を中心に、共に支え合う地域づくりに努めています。

公民館においては、高齢者自らが学ぶ老人大学、高齢者教室等が運営され、また、老人福祉センター、生きがいセンター、高齢者ふれあいセンター等では、高齢者が気軽に会合等ができ、豊かに自己の生きる道を創造し、地域活動の推進的役割を果たしています。

課 題

高齢者が、自らの経験と知識を生かし、生きがいづくり、健康づくり、そして地域社会に積極的に貢献できる機会を増やしていくことが必要です。

高齢者の問題は、単に高齢者だけでなく、すべての世代にかかわる問題でもあるので、高齢社会への市民意識向上や保健、医療、福祉の連携をはじめ、教育、就労、住宅、交通等の生活関連分野等、あらゆる面から施策を展開していくことが必要です。

今後の取り組み

- 高齢者の福祉の向上、人権擁護等について市民意識の向上を図ります。
- 高齢者の経験や知識を生かし、働く機会を提供するため、シルバー人材センター等の就業活動を支援します。
- 高齢者と異世代間の交流等、地域活動への参加の機会を充実するとともに、

高齢者の生きがいづくりのため、老人クラブ活動等を支援します。

- 歩道の段差解消、階段のスロープ化等「高齢者が活動しやすいまちづくり」を進めます。
- 介護が必要となった時も人としての尊厳が守られるよう努めます。
- はつらつセンター及び各保健センター等を利用して、日常生活における健康管理や健康づくりを総合的に進めるとともに、高齢者が地域で安心して生活が送れるよう相談業務の充実に努めます。

5 子ども

現 状

子どもは、本来、豊かな感性、柔軟で伸びやかな心、未知の世界への探究心や冒険心を持った、あらゆる可能性を秘めた存在です。また、子どもは、明日の社会を担う「宝」であり、その健やかな成長を願い、社会全体で支援していくことが大切です。

「児童の権利に関する条約」は、子どもを権利の主体として位置付け、子どもの尊厳や生存、保護、発達、参加という抱括的な権利を保障しています。

子どもをとりまく状況は、少年非行、いじめ、不登校、子どもの虐待等、子どもの人権の観点からみると深刻な状況にあります。また、青少年の凶悪犯罪の増加も社会問題になっています。これらをめぐる問題は、近年大量のものや情報等が氾濫する中で、少子化や核家族化、地域社会での人間関係の希薄化等、社会情勢の目まぐるしい変化に加え、利己主義的な考え方や学歴偏重の社会風潮等からくるものです。

本市においては、子どもを安心して育てられる、また、子どもが健やかに育つことのできるまちをめざし、2006年（平成18年）に「次世代育成支援行動計画」を策定しました。これをもとに、子育て支援のための総合的な環境整備等を行うとともに、児童館等が行う各種事業、小中学校でのスペース「遊・友・悠」推進事業等を実施することにより、子育てに夢を持てる思いやりのある社会の実現と本市の活性化に繋がることを目指しています。

また、たつの青少年健全育成協議会等は、家庭・学校・地域社会等更なる連携を深め、子どもに有害な教育環境を排除する等、青少年に対する必要な保護や援助に取り組んでいます。

課 題

子どもの健やかな成長には、家庭・学校・地域社会の教育内容を充実させる一方で連携を強化し、あらゆる場面での見守りと支援が必要です。

子どもを一人の人間として認め、その悩みに応える相談体制、支援体制を充実させることが必要です。

健やかな子どもの成長のために、年齢及び成熟度に応じ、郷土を愛するとともに、国際性と連帯意識を身に付けることができるよう、相互補完的に子育て支援を行っていくことが必要です。

今後の取り組み

- 青少年の健全育成を目指し、PTCA 活動等を通して、家庭・学校・地域社会が更なる連携を深め、学校教育・社会教育において、一体となって取り組む施策を充実します。
- 子どもを取り巻く様々な問題解決のために、子どもや保護者等に対する相談指導体制を充実します。
- 次代を担う子どもを、安心して生み育て、子どもが健やかに育つ環境づくりを総合的に進めます。
- 子どもたちが自然を有効に活用したり、地域行事やボランティア活動に主体的に参加できるよう努めます。
- 「いじめは反社会的な行為として絶対許されない」との認識から、学校のみならず、教育委員会をはじめ保護者、地域を含むすべての人々が「社会総がかり」で取り組むように努めます。
- 「たつの市要保護児童対策地域協議会」の趣旨を踏まえ、関係機関の連携を強め、児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。
- 家庭や地域社会における子育てや学校における教育のあり方を見直していくと同時に、大人社会における利己的な風潮や、金銭を初めとする物質的な価値を優先する考え方等を問い直していくことが必要です。大人たちが、未来を担う子どもたち一人ひとりの人格を尊重し、健全に育てていくことの大切さを改めて認識し、自らの責任を果たしていくよう努めます。

用語の説明

PTCA活動

従来の P T Aに C（Community＝地域）を加え、地域が支える地域の学校を目指し、学校の教育活動へ地域の人材が参画・協働する P T Aを中核にした教育支援活動を言う。

6 外国人

日本の歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人等をめぐっても、様々な人権問題が発生しています。

本市には、就労、結婚等により在住する外国人は418人「2006年（平成18年10月現在）」で、韓国、中国を初めとするアジアの方が大半を占めています。

外国人に関しては、国籍、出身、民族、人種等にかかわらずお互いの人権や文化を認め合い、尊重しあう関係をつくっていくとともに、国際理解を深める施策の充実が必要です。また、外国人との共生環境の整備や国際化が進むことが予想される状況の中で、あらゆる人権問題についての理解と認識を深め、言語、宗教、習慣等の違いにかかわらず、あらゆる文化を尊重し、その多様性を受け容れることが国際社会の一員としてすべての市民に望まれています。

そこで、たつの市では、真に国際化にふさわしい市民の人権意識をはぐくむような啓発活動を展開するとともに、外国語による情報提供や教育、就労の場づくりに努め、外国人市民の人権に配慮した施策を推進します。

7 その他の人権課題

アイヌの人々の民族として歴史、文化、伝統及び現状に関する認識と理解を促進し、H I V感染者やハンセン病患者・元患者、その他の難病患者、刑を終えて出所した人に対する偏見をなくすことなど、人権に関わる様々な課題があります。

最近では、インターネット等を悪用した人権侵害や、性的指向を理由とする差別、ホームレスに対する偏見、性同一性障害を理由とする差別等、新たな人権課題が深刻化しています。特に、インターネットによる人権侵害に対しては、一般のインターネット利用者やプロバイダー等に対しての人権啓発活動を行います。その他、以上の類型に該当しない人権問題等の課題についての、それぞれの問題状況に応じてその解決のための施策の検討を行います。

今後は、二十一世紀を真の「人権の世紀」とするとともに、お互いの違いを認め合い、ともに支え合う「共生社会」を実現するために、私たち一人ひとりが社会を構成する一員として、あらゆる人の人権を配慮し、日常生活の中で人権尊重が文化として定着した社会を目指していくことに努めます。

第4章 人権施策の推進にあたって

1 市の基本姿勢

人権尊重の理念に関する理解を深めるための教育・啓発については、同和問題・障害者・女性・高齢者・子ども等といった具体的な人権課題に関わる施策の展開も重要ですが、市の施策全般を通じて行われることが大切です。

そして、施策の推進には市と市民が連携を図り、この指針の趣旨を踏まえ、人権の二十一世紀を実現するため、総合的かつ効果的な推進に努めてまいります。

(1) 人権の尊重の視点に立った施策の推進

① 市職員の研修の充実

本市職員は、市民の福祉の向上に関わるものであり、直接的に公権力を行使するような事務事業や窓口等で市民と直接接する事務、あるいは人権問題に関わりのある事務等に携わる者だけでなく、職員すべてが、人権尊重の理念を理解し、行政運営や業務に当たります。また、市民の生命と財産を守るために、安全安心のまちづくりに努めます。

さらに、市職員として人権尊重の理念に配慮した施策の推進に努め、人権尊重の視点から、自ら所掌する事務や事業を常に見直します。

庁内会議等、各課の緊密な連携や情報交換を実施し、市政全般にわたり人権尊重の視点に立った施策を推進します。

これらの人権施策の充実促進のために、市職員の人権研修を積極的に充実していきます。

② 教職員

教職員は、あらゆる教育活動を通じて、児童・生徒等の人権尊重の理念に関する理解を深める重要な役割を担っています。

保育所・幼稚園・小学校・中学校それぞれの発達段階に即した知識・技能の取得を目的に研修を実施するとともに、家庭や地域との連携を密にし、人権問題の解決に積極的な役割が果たせるよう、その資質の向上に努めます。

③ 保健・福祉関係者

保健・福祉施設職員、民生委員・児童委員をはじめ福祉関係従事者については、障害者・高齢者等の介護や生活相談等の業務に携わっており、生命及び人間の尊厳に対する認識はもとより、様々なDVや虐待の発見に努め、プライバシー保護への配慮という点においても、高い人権意識が必要不可欠であります。すべての市民が安心して生活できるよう関係者の人権意識高揚のための研修に努めます。

④ 社会教育にかかわる職員等の研修の充実

人権・同和教育推進委員、社会教育委員、生涯学習推進員等が、集団学習グループをはじめ、地域の各種団体や社会教育関係団体に対して、効果的な指導・助言ができるよう、関係者の人権意識高揚のための研修に努めます。

(2) 市民が主体となる施策の推進

市民が、人権を日常生活の問題として主体的に考え、学び、行動することを尊重し、家庭・学校・地域・職場のあらゆる場において、研修内容及び手法等に工夫を凝らし、市と市民、関係機関がともに連携を図りながら、積極的な人権教育・啓発を推進していくことが必要です。

また、社会情勢の変化の中で起こる人権問題を生活者の視点から敏感に捉え、時代の要請や市民ニーズを踏まえた施策の推進に努めます。

2 推進体制

本市は、人権尊重を行政運営の基本として認識し、各課の緊密な連携を図りながら、総合的・全庁的に人権施策の推進に取り組みます。

また、市の人権施策の推進が広範な取り組みとして展開されるよう、国及び兵庫県と緊密な連携・協力を図るとともに、たつの市民民主化推進協議会、西播磨人権啓発活動ネットワーク協議会等、兵庫県人権教育研究協議会並びに西播磨地区人権・同和教育研究協議会や揖龍人権・同和教育研究協議会とも一体となって取り組みを進めます。

一方、人権教育や啓発活動に関する施策の企画、立案から実施に際しては、様々な人権問題の解決に取り組んでいる各種団体等と密接な連携や協力を図りながら推進します。

また、国内外の動向や社会経済情勢の変化に応じた施策を適切、的確に推進するため、必要に応じて指針の見直しを行います。

以 上

たつの市人権施策推進懇話会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、あらゆる人権に関する諸課題の解決や基本的人権の確立を目指すたつの市の総合的な行政運営の指針となるたつの市人権施策推進指針を策定するに当たり、これを審議するたつの市人権施策推進懇話会（以下「懇話会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 人権施策推進指針の内容に関すること。
- (2) その他人権尊重のための施策に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は、委員15名以内をもって組織する。

(委員)

第4条 懇話会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市議会の議員
- (3) 教育関係者
- (4) 市内各種団体の代表者
- (5) 公募によるたつの市民

(任期)

第5条 委員の任期は、第2条に規定する事務が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第6条 懇話会に会長及び副会長をそれぞれ1名置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 懇話会は、会長が必要に応じて招集する。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、人権推進担当課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年6月29日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる懇話会は、第7条の規定にかかわらず、市長が招集する。
- 3 この要綱は、たつの市人権施策推進指針が策定されたときに、その効力を失う。

たつの市人権施策推進懇話会委員名簿

(順不同)

区 分	名 前	摘 要
会 長	根本 親良	龍野市民主化推進協議会・新宮町人権推進協議会 揖保川町心豊かなまちづくりをすすめる会・御津町民主化推進協議会 合併委員会 代表
副会長	阿久澤麻理子	兵庫県立大学環境人間学部 助教授
委 員	竹内 豊	たつの市議会 議長
"	岸野 文信	たつの市議会 生活福祉常任委員長
"	丸尾 敏道	たつの市小中学校長会 代表
"	西本 謙一	たつの市連合自治会 副会長
"	竹本 美好	たつの市連合婦人会 会長
"	橋本 一郎	たつの市老人クラブ連合会 副会長
"	徳永 力哉	たつの市人権協議会 副会長
"	三宅 保昌	たつの市民生委員児童委員連合会 副会長
"	横田 待子	たつの市身体障害者福祉協会連合会 会長
"	三木 政司	龍野人権擁護委員協議会 常務委員
"	那波 正文	公募による、たつの市民
"	岡村 輝夫	"
"	碓井 加代子	"
オブザーバー	八木捷之(たつの市助役)	
"	作本 覚(たつの市市民生活部長)	
"	川村隆弘(たつの市教育委員会人権教育推進課長)	
事務局	福井廣吉(たつの市市民生活部人権推進課長)、土井和彦(課長補佐)	

◇たつの市人権施策推進指針 ◇

発行／たつの市 市民生活部 人権推進課

〒679-4192 たつの市龍野町富永 1005 番地 1

TEL 0791-64-3151 FAX 0791-63-2594

<http://www.city.tatsuno.hyogo.jp>

E-mail info@city.tatsuno.hyogo.jp